

(証券コード 6462)

平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

株式会社リケン

代表取締役社長 岡 野 教 忠

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区三番町8番地1 当社本社会議室
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 1 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役15名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権のご行使についてのご案内

議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

5. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) に掲載しておりますので、当添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) に掲載することによりお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、および当期の業績と今後の経営環境ならびに事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円（中間配当を含め年12円）
配当総額 589,360,308円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、代表取締役の中で株主総会の招集権者および議長を取締役会で定めることが出来るよう、株主総会の招集権者および議長に関する規定（変更案第14条）を変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日付で「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。それに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第27条）を変更し、監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第39条）を新設するものであります。
尚、取締役との責任限定契約の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) (2)の条項新設に伴い、以降の条数の変更・繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長は、株主総会の議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、他の取締役が代行する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条～第13条（現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. 代表取締役が複数のときは、取締役会が予め定めた順序により、<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第26条（条文省略）</p> <p>（<u>社外取締役の責任限定契約</u>）</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第28条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（条文省略）</p>	<p>第15条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第26条（現行どおり）</p> <p>（<u>取締役の責任限定契約</u>）</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第28条～第29条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第38条（現行どおり）</p> <p>（<u>監査役の責任限定契約</u>）</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役岡野教忠、高木健一郎、伊藤薫、村山仁至、高木一嘉、国元晃、早坂茂昌、前川泰則、鈴木信、ドナルド E. マクナルティ、関本昌宏、佐藤裕、藤井多加志、大道基樹の14氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役鈴木信、大道基樹の2氏は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては改めて、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかのりただ 岡野教忠 (昭和23年12月30日生)	昭和48年7月 当社入社 平成11年6月 当社取締役海外営業部長 平成15年6月 当社常務取締役営業本部長 平成18年6月 当社専務取締役営業本部長 平成20年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任)	31,000株
2	いとうかおる 伊藤薫 (昭和28年4月9日生)	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成17年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成20年6月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長 平成24年5月 当社顧問 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社専務取締役経営戦略委員会委員長(現任)	20,000株
3	たかぎけんいちろう 高木健一郎 (昭和27年2月16日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年12月 当社素形材部品部長 平成14年6月 当社取締役精機部品部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成23年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社専務取締役(現任)	23,000株
4	むらやまひとし 村山仁至 (昭和27年12月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 アライドリング社副社長 平成17年6月 当社取締役ピストンリング部長 平成21年10月 当社取締役アライドリング社社長 平成24年3月 当社取締役剣工場強化プロジェクトチーム長 平成25年6月 当社常務取締役柏崎事業所長(現任)	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	高木 一嘉 (昭和28年4月15日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年1月 理研自動車配件(武漢)有限公司董事総経理 平成21年6月 当社取締役理研自動車配件(武漢)有限公司董事 総経理 平成21年10月 当社取締役品質保証部長 平成23年5月 当社取締役素形材部品部長 平成25年6月 当社常務取締役(現任)	16,000株
6	前川 泰則 (昭和33年2月27日生)	昭和61年3月 当社入社 平成16年2月 当社営業本部名古屋営業部長 平成22年6月 当社取締役海外委員会委員長 平成25年5月 当社取締役(現任)	11,000株
7	くに もと 晃 (昭和30年10月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年6月 当社技術管理部長兼研究開発部長 平成19年6月 当社取締役アライドリング社取締役社長 平成21年10月 当社取締役リング技術開発部長 平成22年10月 当社取締役技術管理部長 平成25年6月 当社取締役技術委員会委員長兼技術管理部長 (現任)	10,000株
8	はや ざか しげ 昌 (昭和30年3月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年11月 当社営業本部神奈川営業所長 平成21年6月 当社取締役営業本部神奈川営業部長 平成23年4月 当社取締役営業本部長(現任)	26,000株
9	ドナルド E. マクナルティ (昭和27年10月11日生)	昭和58年6月 リケンメタルプロダクツ社入社 平成7年10月 リケンオブアメリカ社取締役副社長 平成15年1月 同社取締役社長 平成23年6月 当社取締役リケンオブアメリカ社取締役社長 (現任)	4,000株
10	せき もと まさ ひろ 宏 (昭和30年3月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役営業本部大阪営業部長 平成24年2月 当社取締役営業副本部長 平成27年5月 当社取締役海外営業本部長兼GA推進部長 (現任)	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	佐 藤 裕 (昭和34年3月31日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年10月 当社ピストンリング部長 平成24年6月 当社取締役品質保証部長 平成26年10月 当社取締役ピストンリング部長(現任)	7,000株
12	藤 井 多加志 (昭和35年1月10日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成22年1月 当社営業管理部長 平成24年6月 当社管理部長兼内部統制推進部長 平成25年6月 当社取締役管理部長兼内部統制推進部長 (現任)	20,000株
13	* 大 矢 裕 之 (昭和40年8月9日生)	平成元年4月 当社入社 平成20年6月 リング技術開発部生産技術開発室長 平成24年6月 リング生産技術部長(現任)	4,000株
14	* 兼 元 俊 徳 (昭和20年8月24日生)	昭和43年4月 警察庁入庁 平成7年8月 警察庁国際部長 平成8年10月 国際刑事警察機構(ICPO-INTERPOL) 総裁 平成13年4月 内閣官房内閣情報官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年2月 シティユーワ法律事務所オブ・カウンセラー (現任) 平成23年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役 (現任) 平成25年6月 JXホールディングス株式会社社外監査役 (現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
15	* 平野英治 (昭和25年9月15日生)	昭和48年4月 日本銀行入行 平成11年5月 日本銀行国際局長 平成14年6月 日本銀行理事 平成18年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長 平成26年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社特別顧問(現任) 平成26年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 平成27年5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行副会長(現任)	0株

(注) 1. *印は、新任取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 兼元俊徳氏および平野英治氏の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 兼元俊徳氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、ICPO総裁等を歴任され、現在は弁護士として活躍される豊富な経験・識見と、リスク管理に関する高度な専門性から、平野英治氏は、日本銀行等における豊富な経験・識見と、財務・国際経済に関する高度な専門性から、当社の論理にとらわれず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと考えたため、社外取締役として適任であると判断しております。

5. 兼元俊徳氏および平野英治氏の両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。

6. 兼元俊徳氏および平野英治氏の両氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役溝渕俊雄、岩村修二の2氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち監査役溝渕俊雄は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岩村修二 (昭和24年9月16日生)	昭和51年4月 検事任官 平成22年6月 仙台高等検察庁検事長 平成23年8月 名古屋高等検察庁検事長 平成24年7月 退官 平成24年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所顧問(現任) 平成25年5月 株式会社ファミリーマート社外監査役(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年3月 キヤノン電子株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩村修二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 岩村修二氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって2年であります。また、当社は岩村修二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏につきましては、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、検事や弁護士としての経験と知見が豊富であり、幅広い見識を引き続き当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として適任であると判断しております。
4. 第2号議案の「定款一部変更の件」が可決され、岩村修二氏の選任が承認された場合には、同氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。なお、他の監査役とも、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
中山憲二 (昭和26年4月13日生)	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成18年4月 興和不動産株式会社執行役員 平成23年3月 協和発酵ケミカル株式会社常勤監査役 平成26年3月 ミヤコ化学株式会社顧問	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中山憲二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中山憲二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、大手企業における監査役経験と幅広い識見から、当社の社外監査役として適任であると判断したためであります。
4. 第2号議案の「定款一部変更の件」が可決され、中山憲二氏が監査役に就任された場合は、同氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済は年間を通じて好調を持続しましたが、欧州経済はギリシャ財政問題が長引いている影響等もあり、低成長となりました。

新興国では中国経済が減速気味となり、その他諸国も原油価格下落などの影響を受け、不冴えな推移に留まりました。

わが国経済は、消費税引き上げの影響から個人消費が伸び悩んだものの、金融緩和策による円安・株高が続き、夏場以降は緩やかな景気回復を示しました。

当社グループと関連の深い自動車産業の世界生産台数は、タイなど前年度比減少となった地域もありましたが、中国や米国・メキシコなどでの生産増により、全体としては増産となりました。一方、国内における自動車生産台数は、前年度末の駆け込み需要の反動から前年度比減少となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、客先モデルチェンジに伴う一時的な売上減少があったことやインドネシアでの建機市場向け需要急減のほか、前年度末に環境システム関連の大型物件売上があった反動もあり、前期比3.8%減の72,486百万円となりました。

利益面では、海外における新拠点立ち上げを含む先行投資の負担増などから、営業利益は5,615百万円（前期比10.1%減）となり、タイ・インド関連会社の不調に伴い持分法投資利益も減少したこと等により、経常利益は6,812百万円（前期比6.5%減）、当期純利益は4,042百万円（前期比11.1%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は5,904百万円であり、主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社柏崎事業所
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア
鋳造生産設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 理研汽車配件（武漢）有限公司
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社
機械加工・表面処理設備の新設（自動車・産業機械部品事業）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

- ・ 当社柏崎事業所
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社及び国内連結子会社
工場建屋耐震補強工事（自動車・産業機械部品事業）
情報インフラ設備・基幹システムの更新
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア
鋳造生産設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社
機械加工・表面処理設備・建屋の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ アムテックリケン社
鋳造生産設備・建屋の新設（自動車・産業機械部品事業）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、新興国経済はやや減速感はあるものの、欧州景気は復調しつつあり、米国経済も堅調に推移すると推測されます。

自動車産業につきましては環境対応車の増加や新興国での低価格車の増加等質的变化を伴いながらグローバル市場は拡大していくものと予想されます。

当社グループでは今後の持続的な成長を実現するため、平成24年度より「グローバル事業戦略による世界企業への飛躍」をメインテーマとした中期経営計画「PLAN2015」を推進し、グローバル市場での事業拡大と更なる企業価値向上を目指して取り組んでおります。

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当および期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、グローバルオペレーション確立に向けた新規事業の開発、新製品・新技術の開発、生産効率化の推進、既存事業の競争力強化など企業価値向上に効率的に活用してまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策遂行の一環として、財務状況や株価水準等を勘案しながら適宜実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第88期 (平成23年度)	第89期 (平成24年度)	第90期 (平成25年度)	第91期 (平成26年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	75,976	71,891	75,373	72,486
経常利益 (百万円)	6,905	6,078	7,286	6,812
当期純利益 (百万円)	4,051	3,645	4,544	4,042
1株当たり当期純利益 (円)	41.26	37.12	46.28	41.16
総資産額 (百万円)	79,625	80,307	89,799	96,246
純資産額 (百万円)	47,958	52,720	60,845	67,877
1株当たり純資産額 (円)	461.36	506.83	588.72	655.39

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第88期 (平成23年度)	第89期 (平成24年度)	第90期 (平成25年度)	第91期 (平成26年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	59,105	55,811	56,204	55,023
経常利益 (百万円)	3,887	3,838	5,034	4,581
当期純利益 (百万円)	2,441	2,679	3,581	2,749
1株当たり当期純利益 (円)	24.86	27.29	36.48	28.00
総資産額 (百万円)	58,890	57,635	60,991	61,577
純資産額 (百万円)	32,370	34,003	36,527	37,450
1株当たり純資産額 (円)	329.30	345.93	371.74	380.60

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理 研 機 械 株 式 会 社	310百万円	直接 92.3%	ピストンリングの加工及びシールリングの製造
日本メッキ工業株式会社	96百万円	直接 64.1%	ピストンリングの表面処理加工
理 研 商 事 株 式 会 社	50百万円	直接 100.0%	ピストンリング及び自動車関連部品の販売
株式会社リケン環境システム	100百万円	直接 63.6% 間接 36.4%	電熱線、工業炉及び電波暗室設備の製造販売

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社5社を含む当連結会計年度の売上高は72,486百万円（前期比3.8%減）、当期純利益は4,042百万円（前期比11.1%減）となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内および海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業……………ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等

その他……………鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

(8) 主要な営業所および工場

(国内営業拠点)

当社本社（東京都千代田区）、当社札幌営業所（北海道札幌市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、当社神奈川営業部（神奈川県厚木市）、当社浜松営業部（静岡県浜松市）、当社名古屋営業部（愛知県名古屋市）、当社大阪営業部（大阪府大阪市）、当社広島営業部（広島県広島市）、当社福岡営業所（福岡県福岡市）、理研商事(株)（東京都文京区）

(国内生産拠点)

当社柏崎事業所（新潟県柏崎市）、当社熊谷事業所（埼玉県熊谷市）、(株)リケンキャストック（新潟県柏崎市）、理研機械(株)（新潟県柏崎市）、日本メッキ工業(株)（新潟県柏崎市）、(株)リケン環境システム（埼玉県熊谷市）

(海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社（アメリカ）、ユーロリケン社（ドイツ）、PT.リケンオブアジア（インドネシア）

(海外生産拠点)

P.T.パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研汽车配件（武漢）有限公司（中国）、リケンメキシコ社（メキシコ）、アライドリング社（アメリカ）、台湾理研工業股份有限公司（台湾）、サイアムリケン社（タイ）、シュリラムピストンアンドリング社（インド）、廈門理研工業有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	3,516名	減 24名
女 性	454	増 13
合 計	3,970	減 11

② 当社の従業員の状況

区 分	当事業年度末 従業員数	前事業年度末 増減	平均年 齢	平均勤続年数
男 性	1,436名	減 23名	40.0歳	17.9年
女 性	83	減 7	38.1	15.9
合 計	1,519	減 30	39.9	17.7

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	2,950
日本生命保険相互会社	1,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,450
株式会社第四銀行	900

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 106,484,667株 (自己株式数8,257,949株を含む。)
- (3) 株主数 11,067名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	千株 4,863	% 4.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NV101	4,580	4.66
日 立 金 属 ア ド メ ッ ト 株 式 会 社	3,564	3.63
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,528	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,512	3.58
株 式 会 社 第 四 銀 行	3,202	3.26
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,617	2.66
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,553	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,140	2.18
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,901	1.94

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に対する新株予約権の状況

(平成22年6月24日開催の定時総会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 58個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 58,000株
- ・権利行使価格 323,000円
- ・権利確定条件 権利行使時においても当社および当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、その他別途定める正当な理由で退任・退職した場合は権利行使をなしうるものとする。
- ・権利行使期間 平成24年8月13日～平成27年8月10日
- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役	22個	普通株式 22,000株	8名

(平成26年6月25日開催の定時総会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 147個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 147,000株
- ・権利行使価格 1,000円
- ・権利確定条件 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄した場合、当該権利を行使することはできない。
- ・権利行使期間 平成26年7月15日～平成56年7月14日
- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役	147個	普通株式 147,000株	12名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡野教忠	
専務取締役	高木健一郎	管理管掌、事業構造改革担当、情報(IT)担当
専務取締役	伊藤薫	経営企画管掌、営業管掌、関連事業担当、ロジスティクス担当、CSR委員会委員長、経営戦略委員会委員長
常務取締役	村山仁至	リング製造担当、リング製品技術・生産技術担当、生産管理・TPS担当、グローバル調達担当、剣工場改革担当、柏崎事業所長
常務取締役	高木一嘉	素形材部品担当、樹脂製品事業担当、船用・産業用部品担当、精機部品柏崎担当
取締役	国元晃	研究開発担当、品質保証担当、技術委員会委員長、技術管理部長
取締役	早坂茂昌	日系OE営業担当、配管事業担当、営業本部長
取締役	前川泰則	海外事業担当、名古屋営業担当
取締役	鈴木信	精機部品熊谷担当、事業構造改革副担当
取締役	ドナルド E. マクナルティ	リケンオブアメリカ社社長
取締役	関本昌宏	非日系OE営業担当、AM営業担当、大阪営業担当、東京営業二部長
取締役	佐藤裕	ピストンリング部長
取締役	藤井多加志	環境担当、人事担当、管理部長、内部統制推進部長
取締役	大道基樹	
常勤監査役	井上和章	
常勤監査役	中谷昇	
監査役	溝渕俊雄	
監査役	岩村修二	長島・大野・常松法律事務所顧問 株式会社ファミリーマート社外監査役 キヤノン電子株式会社社外監査役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。
大道 基樹
- ※ 2. 社外監査役は、下記のとおりです。
井上 和章
岩村 修二
- ※ 3. 当事業年度中に退任した会社役員は該当事項ありません。
- ※ 4. 長島・大野・常松法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. 株式会社ファミリーマートと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 14人 239百万円（うち社外1人 6百万円）

監査役 4人 45百万円（うち社外2人 22百万円）

- ※ 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ※ 2. 当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれております。
 - ・平成27年6月支給予定の役員賞与
取締役27百万円（うち社外1百万円）
- ※ 3. 上記のほか、次のとおりの支給があり、上記報酬等の額には含まれておりません。なお、平成26年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。
 - ・役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額
取締役50百万円（うち社外0百万円）
監査役3百万円（うち社外1百万円）
 - ・ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額
取締役46百万円（うち社外1百万円）

(3) **社外役員に関する事項**

(社外取締役の主な活動状況)

平成26年度の取締役会は17回開催されました。大道取締役は17回すべてに出席し、主に財務を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から意見を述べております。

(社外監査役の主な活動状況)

平成26年度の取締役会は17回開催されました。井上常勤監査役は17回すべてに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。岩村監査役は17回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

平成26年度の監査役会は14回開催されました。井上常勤監査役、岩村監査役ともに14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	42百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査役会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会が、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議した事項は、当事業年度末現在、以下のとおりであります。

(基本方針)

当社は、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・基本重視・フェア・オープン・明るく積極的に・スピード」を行動規範として定め、企業活動を推進している。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、より一層適切な内部統制システムとすべく、整備に努める。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存続のためにはコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要不可欠であると認識し、すべての役員及び従業員が法令及び社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する倫理規範及び行動指針を定める。
- ② 社会から信頼される経営体制を確立するため、社長直轄の全社委員会であるCSR委員会の下に、コンプライアンス部会（部会長：管理部長）を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ コンプライアンスの徹底を図るため、管理部は役員及び従業員へのコンプライアンス教育を体系的計画的に実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、管理部及び内部監査室を窓口とし、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- ⑤ 内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長に報告する。
- ⑥ 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取り締役に報告する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- ① 法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
 - ①-1 法令に定めのある文書
 - ・株主総会議事録（会社法第318条）、取締役会議事録（会社法第369条）
 - ①-2 文書管理規定に基づく文書
 - ・経営会議議事録、技術委員会議事録、CSR委員会議事録
 - ・その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
 - ・取締役が決裁者となる決裁書
 - ・その他文書管理規定に定める重要な文書
- ② 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- ① 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定及び関連する規定類を定める。
- ② 社長直轄であるCSR委員会の下に、リスク管理部会（部会長：経営企画部長）及びBCM部会（部会長：管理部長）を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの発見と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- ④ 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長（又は社長が指名する者）を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- ⑤ 上記のリスク管理に関する活動については定期的に取締役会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- ① 取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- ② 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し（原則として月2回実施）、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- ① グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケングループ経営計画を一体となって推進する。
- ② 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については海外事業部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- ③ 関係会社に対して内部統制推進部内部監査室が定期的に監査を実施する。
- ④ 主要な関係会社については当社監査役が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

(7) 監査役の職務を補助する従業員について

(8) 前項の従業員の、取締役からの独立性に関する事項

監査役から専任の従業員について求めがある場合、当該従業員の配置を検討するものとし、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとする。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に報告すべき事項及び報告の方法について、監査役と協議の上設定し、取締役及び従業員は適切な報告を実施する。

また、監査役が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査役と協議の上設定し、監査役は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、内部監査室、会計監査人、子会社監査役と連携を保ち、監査役の監査の実効性確保に努める。

上記の内容は、当事業年度末現在で記載しておりますが、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、さらなる体制の整備や強化を図ることを目的として見直しを行っております。なお、改定の内容につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) にて開示を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・基本重視・フェア・オープン・明るく積極的に・スピード」を行動規範として定め、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

<コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足創造）等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成25年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成25年6月25日開催の第89回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意識確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第92回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) をご参照ください。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,375	流 動 負 債	18,453
現金及び預金	7,553	支払手形及び買掛金	11,058
受取手形及び売掛金	18,216	未払法人税等	1,124
有価証券	4,200	賞与引当金	1,840
商品及び製品	6,663	その他	4,429
仕掛品	2,749	固 定 負 債	9,916
原材料及び貯蔵品	1,930	長期借入金	8,000
繰延税金資産	936	退職給付に係る負債	1,333
その他	1,144	環境対策引当金	32
貸倒引当金	△18	その他	550
固 定 資 産	52,871	負 債 合 計	28,369
有 形 固 定 資 産	24,938	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	9,358	株 主 資 本	58,286
機械装置及び運搬具	10,493	資本金	8,573
土地	2,715	資本剰余金	6,604
建設仮勘定	1,529	利益剰余金	46,818
その他	840	自己株式	△3,709
無 形 固 定 資 産	2,269	その他の包括利益累計額	6,089
投資その他の資産	25,664	その他有価証券評価差額金	279
投資有価証券	14,750	為替換算調整勘定	2,045
繰延税金資産	322	退職給付に係る調整累計額	3,764
退職給付に係る資産	9,543	新 株 予 約 権	64
保険積立金	415	少 数 株 主 持 分	3,435
その他	676		
貸倒引当金	△44	純 資 産 合 計	67,877
資 産 合 計	96,246	負 債 及 び 純 資 産 合 計	96,246

連結損益計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,486
売上原価		55,922
売上総利益		16,563
販売費及び一般管理費		10,948
営業利益		5,615
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	
持分法による投資利益	1,029	
生命保険配当金	92	
為替差益	380	
その他の	182	1,772
営業外費用		
支払利息	108	
固定資産処分損	53	
支払補償費	160	
その他の	253	575
経常利益		6,812
特別利益		
子会社株式売却益	101	
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	17	
貸倒引当金戻入額	3	134
特別損失		
環境対策費	105	
固定資産除却損	74	
減損損	209	
その他の	2	391
税金等調整前当期純利益		6,554
法人税、住民税及び事業税	2,091	
法人税等調整額	205	2,296
少数株主損益調整前当期純利益		4,257
少数株主利益		215
当期純利益		4,042

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,573	6,604	45,070	△3,719	56,529
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,113		△1,113
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	8,573	6,604	43,957	△3,719	55,416
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,178		△1,178
当 期 純 利 益			4,042		4,042
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分			△2	18	16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,861	9	2,870
当 期 末 残 高	8,573	6,604	46,818	△3,709	58,286

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	109	△367	1,542	1,285	20	3,009	60,845
会計方針の変更による 累積的影響額						△6	△1,120
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	109	△367	1,542	1,285	20	3,002	59,725
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,178
当 期 純 利 益							4,042
自己株式の取得							△9
自己株式の処分							16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	169	2,412	2,221	4,804	43	432	5,281
当 期 変 動 額 合 計	169	2,412	2,221	4,804	43	432	8,151
当 期 末 残 高	279	2,045	3,764	6,089	64	3,435	67,877

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社 リ ケ ン 監査役会

常勤社外監査役 井 上 和 章 ㊟

常 勤 監 査 役 中 谷 昇 ㊟

監 査 役 溝 渕 俊 雄 ㊟

社 外 監 査 役 岩 村 修 二 ㊟

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,348	流 動 負 債	15,574
現金及び預金	1,419	支払手形	905
受取手形	1,678	買掛金	7,191
売掛金	14,540	買入債務	6
有価証券	4,200	未払金	1,104
商品及び製品	2,628	未払費用	797
原材料及び貯蔵品	747	未払法人税等	817
仕掛品	1,766	預り金	3,188
前払費用	160	賞与引当金	1,236
繰延税金資産	567	設備関係支払手形	190
関係会社短期貸付金	259	その他	136
その他の	379	固 定 負 債	8,553
固 定 資 産	33,228	長期借入金	8,000
有 形 固 定 資 産	13,413	リース債	16
建物	5,344	環境対策引当金	27
構築物	393	その他	508
機械及び装置	4,983	負 債 合 計	24,127
車両運搬具	18	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	465	株 主 資 本	37,140
土地	1,362	資本金	8,573
リース資産	21	資本剰余金	6,604
建設仮勘定	823	資本準備金	6,604
無 形 固 定 資 産	2,048	利益剰余金	25,672
借地権	30	利益準備金	1,457
ソフトウェア	150	その他利益剰余金	24,214
ソフトウェア仮勘定	1,850	配当引当積立金	4,000
その他	16	海外事業積立金	10,000
投 資 其 他 の 資 産	17,766	圧縮記帳積立金	17
投資有価証券	2,180	買換資産圧縮積立金	48
関係会社株	6,154	別途積立金	5,500
関係会社出資	0	繰越利益剰余金	4,647
関係会社長期貸付金	2,692	自 己 株 式	△3,709
繰延税金資産	671	評価・換算差額等	245
前払年金費用	1,651	その他有価証券評価差額金	245
保険積立金	3,697	新 株 予 約 権	64
その他の	392	純 資 産 合 計	37,450
貸倒引当金	368	負 債 及 び 純 資 産 合 計	61,577
	△44		
資 産 合 計	61,577		

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,023
売上原価		43,802
売上総利益		11,221
販売費及び一般管理費		7,736
営業利益		3,484
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	1,110	
生命保険配当金	91	
為替差益	129	
その他	136	1,493
営業外費用		
支払利息	103	
固定資産処分損	49	
支払補償費	16	
その他	226	396
経常利益		4,581
特別利益		
投資有価証券売却益	17	
固定資産売却益	4	
貸倒引当金戻入額	3	25
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	56	
投資有価証券評価損	1	
減損損失	199	
環境対策費	86	345
税引前当期純利益		4,262
法人税、住民税及び事業税	1,303	
法人税等調整額	209	1,512
当期純利益		2,749

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金							利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	配当引当積立金	海外事業積立金	圧縮記帳積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,573	6,604	6,604	1,457	4,000	10,000	18	49	5,500	3,933	24,959	△3,719	36,418
会計方針の変更による累積的影響額										△855	△855		△855
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,573	6,604	6,604	1,457	4,000	10,000	18	49	5,500	3,077	24,103	△3,719	35,562
当期変動額													
剰余金の配当										△1,178	△1,178		△1,178
当期純利益										2,749	2,749		2,749
自己株式の取得												△9	△9
自己株式の処分											△2	△2	16
圧縮記帳積立金の取崩							△0			0	-		-
買換資産圧縮積立金の取崩								△0		0	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△0	△0	-	1,570	1,568	9	1,578
当期末残高	8,573	6,604	6,604	1,457	4,000	10,000	17	48	5,500	4,647	25,672	△3,709	37,140

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	88	88	20	36,527
会計方針の変更による累積的影響額				△855
会計方針の変更を反映した当期首残高	88	88	20	35,671
当期変動額				
剰余金の配当				△1,178
当期純利益				2,749
自己株式の取得				△9
自己株式の処分				16
圧縮記帳積立金の取崩				-
買換資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156	43	200
当期変動額合計	156	156	43	1,778
当期末残高	245	245	64	37,450

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

第91回定時株主総会会場



■会 場 東京都千代田区三番町8番地1 三番町東急ビル3F
当社本社会議室

■交 通 都営新宿線「市ヶ谷駅」(A3番出入口)より徒歩10分
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」(5番出入口)より徒歩5分